

後期高齢者医療保険料が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、今後見込まれる医療費などの推計を基に2年ごと見直されます。平成26・27年度の保険料率は、平成24・25年度と比べ医療費などの増加が見込まれることから、長野県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり改正することになりました。

	改正後	改正前
均等割額	40,347円	38,239円
所得割率	8.10%	7.29%
限度額	570,000円	550,000円



※所得が少ない方の保険料の軽減は継続されます。

この改正は、後期高齢者医療制度の財政を安定的に運営するためのものです。
みなさまのご理解とご協力をお願いします。

医療費適正化に向け、下記事項を心がけましょう

- 生活習慣病の早期発見のため、お住まいの市町村で実施している健康診査を受診し、健康保持に努めましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう。重複する検査や服薬により、かえって体に悪影響を与えてしまう心配があります。
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同等の効果を持ち、費用も安くすみます。「ジェネリック医薬品相談カード」を医療機関や薬局に提示し、利用について相談しましょう。

*保険料額は、収入金額や世帯構成により異なります。詳しくは下記までお気軽にお問合せください

一お問い合わせ先一

長野県後期高齢者医療広域連合 電話026-229-5320
〒380-0935 長野市大字中御所79-5 N O S A I 長野会館2階
または 下條村役場 福祉課 電話 0260-27-1231

「臨時福祉給付金」及び 「子育て世帯臨時特例給付金のご案内」

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の家計の負担を減らすため、次の給付金を支給します。

○臨時福祉給付金

平成26年1月1日時点で下條村に住民票があり、平成26年度分村民税が課税されない方を対象に、10,000円を支給します。

また、老齢基礎年金、児童扶養手当等の受給者については、5,000円を加算して支給します。

*課税者の扶養となっている場合や、生活保護制度の被保護者は対象外。

○子育て世帯臨時特例給付金

平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給しており、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方が対象となります。

児童手当の対象となる児童1人につき10,000円を支給します。

*臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護制度の被保護者にあたる児童は対象外。

上記に該当する方は、下條村への申請が必要となります。
詳細な申請・支給手続きについては、現在準備中のため、決まり次第お知らせする予定です。

お問い合わせ先：いきいきらんど下條(0260-27-1231)

65歳以上の皆さんへ 新規事業のご案内

福祉課では、今年度から下記の新規事業を始めます。詳細についてはいきいきらんど下條までお気軽にお問い合わせください。

①かがやきクラブ

65歳以上の要介護認定を受けている方以外の方を対象に開催します。陽臘地区は月曜日、睦沢地区は火曜日に実施します。午前中は、音楽療法教室・脳トレ・運動・ゲーム・工作などで過ごし、午後は膝腰予防リハビリ教室に参加します。

②音楽の広場

65歳以上の方を対象に、3ヶ月に1回、開催します。講師の先生と一緒に音楽を歌って楽しんで元気に健康に過ごしましょう。

③家庭介護支援ヘルパー養成事業

在宅で要介護認定者の方を介護されている方や、今後介護の仕事に興味のある方など、村内の方を対象にヘルパーの資格である「介護職員初任者研修資格講座」を下條村内で実施する予定です。料金も他講座よりも定額で気軽に受講できるようにします。平日夜及び土曜日の開催を予定しています。

このページに関するお問い合わせは、いきいきらんど下條へ 電話 27-1231

水中運動を始めませんか

～いきいきらんど下條にある、プールで皆さんも健康づくりをしてみませんか～

平成26年度がスタートしました。何かを始めるには良い機会です。心と体をリフレッシュするために水中運動を始めてみてはいかがでしょうか。

平成26年4月よりキャンペーンを始めています

3ヵ月間で11回 年間4期実施

1期	4～6月
2期	7～9月
3期	10～12月
4期	1～3月

<利用料> 村内者: 3ヵ月5,500円
村外者: 3ヵ月8,800円



1年間継続して水中運動実施者には…

1期あたり **2,000円×4期=8,000円** を払い戻させていただきます。

教室の内容や時間等の詳細はいきいきらんど下條保健師までお問い合わせください



保育所だより

一時保育を行っています

①受け入れ対象児童離乳食完了のお子さんで、保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭等の理由により緊急または一時的に家庭保育が困難となる児童。



②保育時間

平日 8時～16時…延長が必要な方はご相談ください。
土曜日 8時～正午

③申込み手続き

原則として予約制とし、希望する1ヵ月前より3日前までに電話等により申し込みを受け、事前に児童と面接する。

④保育料

3歳未満児…1時間300円
3歳以上児…1時間200円

⑤受け入れできない日

・遠足、運動会、入園式、卒園式、参観日、特別保育、希望登園期間中等



⑥受け入れできない場合

当日の児童の健康状態により受け入れできない場合もあります。
TEL 27-2057 (下條保育所)

このページに関するお問い合わせは、いきいきらんど下條へ 電話 27-1231



いきいきらんど情報